

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車といます。通称は、NP
O劇列車とします。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県久留米市山本町耳納838番地1に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、あらゆる人々を対象にして、地域の舞台芸術を創造して文化芸術振興と普及に関する事業をおこない、文化芸術の力でゆたかで公平な社会づくりに貢献することを目的とします。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動をおこないます。

- ①学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④子どもの健全育成を図る活動
- ⑤人権の擁護または平和の推進を図る活動
- ⑥国際協力の活動

(活動にかかわる事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動にかかわる次の事業をおこないます。

- ①舞台芸術創造と普及活動に関する企画、制作及び運営に関する事業
- ②地域の文化芸術活動に関する交流、研修、人材養成の事業
- ③文化や舞台芸術を生かしたまちづくり、人権の擁護、平和の推進を図る事業
- ④文化や舞台芸術を生かした子どもの健全育成、社会教育にかかわる事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとします。

運営会員…この法人の目的に賛同し、会の運営に携わる個人

2 上の会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とし、以下「会員」と称します。

（入会）

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならないものとします。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならないこととします。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定められた会費を納入することとします。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- ①退会届の提出をしたとき
- ②本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- ③継続して1年以上会費を納入しないとき
- ④除名されたとき

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができます。

- ①この法人の定款または規則に違反したとき
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、議決を行う前に、その会員に対し、弁明の機会を与えることとします。

（会費等の不返還）

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しないものとします。

第4章 役員

（種類と定数）

第13条 この法人に次の役員を置きます。

①理事3人以上15人以内

②監事1人以上3人以内

2 理事のうち、1人以上2人以内を代表理事とします。

（役員の選任など）

第14条 理事及び監事は、総会において社員の中から選任します。

2 代表理事は、理事会において互選とします。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないこととします。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものとします。

（役員の職務）

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理します。

2 代表理事が複数いる場合は、相互に協力して業務を総理し、代表理事のいずれかに事故があるとき、または代表理事のいずれかが欠けたときは、その職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、定款と理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

4 監事は、次に掲げる業務を行います。

①理事の業務執行の状況を監査すること

②この法人の財産の状況を監査すること

③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または福岡県知事（以下「知事」という）に報告すること。

④前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

⑤理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第16条 役員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げないこととします。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならないこととします。

4 後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員の選任までの間、前任役員の任期を延長することができます。

（役員の解任）

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができます。

①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

②職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、議決を行う前に、その役員に対し、弁明の機会を与えることとします。

（役員の報酬）

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができます。

3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別にこれを定めます。代表理事が複数いる場合は、相互の協議を経て、理事会の議決を経て、別にこれを定めます。

（顧問）

第19条 この法人に、法上の役員の他に顧問を置くことができます。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。

3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができます。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第5章 総会

（総会の種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

（総会の構成）

第21条 総会は、社員をもって構成します。

（総会の機能）

第22条 総会は、以下の事項について議決します。

①事業報告及び活動決算の承認

②定款の変更

③解散

④合併

⑤役員の選任または解任

⑥その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催します。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- ①理事会が必要と認めたとき。
- ②社員の総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- ③監事から第15条第4項第4号の規定により招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に、臨時総会を招集することとします。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、招集の理由、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならないこととします。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、出席した社員の中から選出します。

(総会の定足数)

第26条 総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することができないこととします。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定数で特別に規定するもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りでないこととします。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の書面表決等)

第28条 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した社員は、第26条、第27条第1項の規定の運用については、総会に出席したものとみなします。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成することとします。

- ①日時及び場所
- ②会員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- ③審議事項及び議決事項
- ④議事の経過の概要及びその結果
- ⑤議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会場において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印することとします。

3 前2項の規定に関わらず、会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③総会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第30条 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることをできないものとします。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成します。必要に応じて、構成員以外の者にも出席を求め、意見などを聞くことができることとします。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を議決します。

- ①事業計画及び活動予算並びにその変更
- ②役員の職務及び報酬
- ③借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- ④事務局の組織及び運営
- ⑤総会に付議すべき事項
- ⑥その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第33条 通常理事会は、3か月に1回開催します。また、臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- ①代表理事が必要と認めたとき。代表理事が複数いる場合は、その協議によって必要と認めたとき。
- ②理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、開催の請求があったとき。
- ③第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならないこととします。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、招集の理由、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならないこととします。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれにあたります。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができないこととします。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りでないこととします。

3 簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができます。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条、前条第1項及び第40条第1項の規定については、出席したものとみなします。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第39条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできないものとします。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

①日時及び場所

②理事総数

③理事会に出席した理事の数及び出席者氏名(書面表決者又は委任状提出者がある場合には、その数を付記すること。)

④審議事項

⑤議事の経過の概要及び議決の結果

⑥議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が記名、押印することとします。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②会費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収益
- ⑤事業にともなう収益
- ⑥その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は代表理事が理事会の議決を経て別にこれを定めます。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行います。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経ることとします。

(暫定予算)

第45条 代表理事は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができることとします。

(予備費の設定と使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ることとします。

(予算の補正)

第47条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の補正をすることができます。

(事業報告及び決算等)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経な

ければならないこととします。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならないこととします。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置します。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項、職員の任免は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経て、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、知事の認証を受けなければならないこととします。

①目的

②名称

③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

⑤社員の資格の得喪に関する事項

⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

⑦会議に関する事項

⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

⑩定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

①総会の決議

②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となった時

③会員の欠亡

④合併

⑤破産手続開始の決定

⑥知事による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならないこととします。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、知事の認定を得なければならないこととします

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散したとき（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）に残余する財産は、総会において出席した会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

(合併)

第55条 この法人は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ知事の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができるものとします。

第10章 書類の備置き及び閲覧

(閲覧)

第56条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じられなければならないこととします。

第11章 補則

(公告)

第57条 この法人の公告は官報においてこれを行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

(委任)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事が別にこれを定めます。

附 則

1 この定款はこの法人の成立日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とします。

理事長 釜堀茂

副理事長 古賀法子

理事 彌永尚子

監事 井原早紀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら2010年4月30日までとします。

4 この法人の成立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2010年3月31日までとします。

5 この法人の成立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

創造正会員 月額3,000円

維持会員 年額3,000円

附 則

この定款は、2015年7月12日から施行します。

附 則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日（2015年10月23日）から施行します。

附 則

この定款は、2018年7月1日から施行します。

附 則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日（2021年8月18日）から施行します。

附 則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日（2024年10月15日）から施行します。

附 則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日（2025年〇〇月〇〇日）から施行します。